

会 議 録

1 会議名

平成26年度第10回板倉区地域協議会

2 議題(公開・非公開の別)

○協議

(1)答申に対する市の方針決定について (公開)

- ・ 諮問第104号 上越市板倉洗心プールの廃止について
- ・ 諮問第105号 上越市国民健康保険寺野診療所の廃止について

(2)諮問事項について (公開)

- ・ 諮問第106号 板倉農村環境改善センターの使用料の変更について
- ・ 諮問第107号 ぬしんの里記念館の利用料金上限額の変更について
- ・ 諮問第108号 上越市板倉運動広場の使用料の変更について
- ・ 諮問第109号 板倉そば打ち体験交流施設いたくら亭の廃止について

(3)板倉区に係る平成27年度の地域活動支援事業の採択方針案について (公開)

(4)自主的審議事項について (公開)

- ア地域振興部会
- イ健康福祉部会
- ウ産業建設部会

(5)その他 (公開)

3 開催日時

平成27年1月22日(木) 午後6時00分～午後7時36分

4 開催場所

板倉コミュニティプラザ 市民活動室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者の氏名

- ・委員：平井達夫、大口ハル子、新井清三、小林良一、徳永妙子、小川政彦、西田節夫、中嶋隆一、古海誠一、上原明紀、古川政繁、小林澄子、丸山公星、上野きみえ、（14人中14人出席）
- ・公民館：内山公民館長、小嶋副館長
- ・農業政策課：山岸副課長
- ・体育課：古川主任
- ・事務局：岩野俊彦板倉区総合事務所長、久保田光一板倉区総合事務所次長、山本有恒総務・地域振興グループ長、風間寿昭市民生活・福祉グループ兼教育・文化グループ長、平田正明産業グループ長、伊藤伸産業観光班長、嘉鳥典彦地域振興班長、田中いづみ主事

8 発言の内容

【久保田次長】

ただ今から、平成26年度第10回板倉区地域協議会を開会いたします。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、平井会長からご挨拶をお願いします。

【平井達夫会長】

改めて、皆さん明けましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。只今から第10回板倉区地域協議会を開催いたします。今年初めての協議会、年明けで早いもので大寒も過ぎて今日は22日です。これから益々寒く、例年ですと多くの降雪が見込まれる季節となります。どうか皆さん風邪等、健康には十分にご留意いただき、ご自愛ください。只今、上越市立小中学校適正配置基準と市内の現状についての勉強会でありました。皆さん大変お疲れ様でした。今年度は3月14日の新幹線開通に伴い、心せわしい1年となりそうですが、只今、勉強会も開催されましたが、小学校の在り方、また、地区別懇談会で出された問題項目の検討審議等で忙しい協議会となりますが、各委員の皆様方の熱心な検討審議をお願いいたします。今日の協議事項はご案内のように諮問事項が4件、板倉区における平成27年度地域活動支援事業の採択方針（案）について、そして、自主的審議事項について、これにつきましては3専門部会がございしますが、その中間報告等がございます。その他、以上となっております。よろしくお願いいたします。

【久保田次長】

ありがとうございました。続きまして、岩野総合事務所長がご挨拶を申し上げます。

【岩野所長】

改めまして、新年あけましておめでとうございます。18日の日曜日に板倉区の新年祝賀会が開催されました。板倉まちづくり振興会の会長の小林良一委員さん、副会長の上野委員さん始め振興会の皆様のご尽力によりまして、また、平井会長、大口副会長を始めとする地域協議会委員の皆様からも、ご出席をいただきまして、昨年引き続き過去最高の120人を超える出席者で、成功裡に終了いたしましたことは、大変喜ばしいことと思っています。改めまして皆様方のご協力に感謝申し上げたいと思います。それから先ほど会長から少し話がありましたが、インフルエンザの流行期に入っています。現在、豊原小学校の5年生が学年閉鎖となっております。これからますます流行のピークを迎えることと思いますが、委員の皆様におかれましても、感染予防に十分ご留意いただきたいと思います。本日の地域協議会につきましては、諮問事項を始めといたしまして、盛りだくさんとなっておりますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

【久保田次長】

それでは次に次第4の協議に入らせていただきます。上越市地域自治区の設置に関する条例8条第1項によりまして、会長が議長となると規定されておりますので、これ以降の進行は平井会長からお願いします。

【平井達夫会長】

それでは、これ以降の議事進行を務めてまいります。しばらくの間、ご協力をお願いします。なお、本日は委員全員からご出席をいただいておりますので、出席者が条例第8条第2項に定める半数以上に達しておりますので、会議を開きます。まず(1)答申に対する市の方針の決定についてを議題といたします。諮問第104号「上越市板倉洗心プールの廃止について」事務局の説明をお願いします。

【風間グループ長】

それでは、資料No.7をご覧いただきたいと思います。

－ 資料No.7について説明 －

【平井達夫会長】

只今、説明いただきましたが、質問・意見のある方は挙手をお願いします。ございませんか。それでは無いようですので、上越市板倉洗心プールの廃止については以上といたします。次に諮問第105号「上越市国民健康保険寺野診療所の廃止について」事務局の説明をお願いします。

【風間グループ長】

それでは資料No. 8をご覧いただきたいと思います。

－ 資料No. 8について説明 －

【平井達夫会長】

ありがとうございました。只今、説明をいただきましたが、質問・意見のある方は挙手をお願いします。ございませんか。それでは無いようですので、諮問第105号「上越市国民健康保険寺野診療所の廃止について」は以上といたします。次に（2）諮問事項についてを議題といたします。公の施設使用料の見直しについては、第8回地域協議会において、行政改革推進課から説明がありましたが、諮問の主旨、使用料金改定の総論について、改めて事務局から説明をお願いしたいと思います。

【山本グループ長】

それでは施設ごとに協議をいただく前に、使用料改定の総論の部分について説明をさせていただきます。本日は公の施設、使用料の見直しに関し、板倉区にある施設の使用料を改定することにより、板倉区の皆様におよぼす影響等について諮問をさせていただきます。この度の見直しの考え方につきましては、昨年11月の第8回地域協議会において行政改革推進課が説明をしておりますが、個々の施設使用料の改定案の説明に入ります前に改めて見直しの概要を説明させていただきます。当市では集会施設や体育施設等多くの施設において使用料の水準が近隣の市等と比較いたしまして、低い水準にあります。また、施設にかかる維持管理経費に対する使用料の収入は1割から2割程度にとどまっております。その結果、維持管理経費の多くを施設を利用しない人を含む市民の税金によって賄っている状況にあります。こうした状況を踏まえまして、集会施設や体育施設等、215の施設の見直しを対象といたしまして、施設の利用者から応分の負担をいただく受益者負担の観点から、施設使用料の見直しを検討してまいりました。施設使用料の算定方法につきましては、それぞれの施設にかかっている維持管理経費を基に原価を算定いたしまして、各施設にかかっている1時間

あたりのコストを料金の基本としております。これに設備の充実度や経過年数等の付加価値に応じまして、100%、75%、50%の3段階の負担割合を乗じまして、施設の性能やサービス水準に応じた使用料となるように構成しております。見直し後の使用料が現行の使用料より著しく高額となった場合につきましては、利用者負担の過度な増加を防ぐために原則として改定上限額を現行使用料の1.5倍としております。これが基本的な内容です。施設使用料の見直しの考え方については以上が概要ですが、本日諮問させていただく施設使用料の体系につきましては、地域協議会から答申をいただいた後、平成27年3月の市議会定例会に使用料改訂の条例改正を提案し、同年10月からの施行を目指しているところでございます。併せて減免基準の関係です。現在施設使用料の見直しと併せて、検討を行っている使用料の減免基準の見直しについて説明をさせていただきますが、公の施設の使用料につきましては現在、条例及び減免基準に基づきまして、地縁団体や少年スポーツ団体等を対象に50%または100%の減免措置を行っています。減免基準の見直しに当たりましては本年度実施した市政モニターアンケート、或は施設窓口におけるアンケートの結果の外、施設利用者、指定管理者、公募市民等によります上越市公の施設使用料の減免基準等の見直しに関する懇談会、この懇談会を設置いたしまして、現在検討が進められています。今後、この懇談会における減免基準の見直し方針の取りまとめに向け、各種団体による施設の利用実態の外、庁内の施設管理に関わる関係部署の意見等を把握しながら、検討していきたいと考えております。また、使用料の減免基準はあくまでも全市的な運用指針であるため、見直しにあたり地域協議会への諮問という形式ではなく、見直しの基本方針がまとまり次第、皆様に説明をしていきたいというふうに考えております。尚、見直しの検討の結果、現行の内容を変更することとなった場合、使用料の改定時期と合わせ本年10月から新たな減免基準を適用してまいりたいと考えております。施設使用料、減免基準の見直しについての説明は以上でございます。それでは各施設の使用料の改定について施設ごとに説明をさせていただきます。

【平井達夫会長】

ありがとうございました。それでは次第に従いまして、個々の施設の使用料改定についての説明をお願いします。使用料改訂の諮問案件が3件ありますが、それぞれ、事務局の説明を受け、協議・採択を行います。初めに諮問第106号「板倉農村環境

改善センターの使用料の変更について」公民館より説明をお願いします。

【内山公民館長】

公民館長の内山と申します。よろしくお願いします。副館長の小嶋です。よろしくお願いします。それでは事前に配布をさせていただきました資料に沿いまして板倉農村環境改善センターの使用料の変更につきましてご説明いたします。

－ 資料 No. 1 について説明 －

【平井達夫会長】

只今、説明いただきましたが、ご質問・意見のある方は挙手をお願いします。私が指名した後、発言をお願いします。ございませんか。西田委員。

【西田節夫委員】

1. 5倍で1, 140円になると、こういうことになる和使用する人が少なくなっていってしまうのですよね、総合事務所の市民ホールを使うにしろみんな料金を平均すればいいのですよね。そうすれば、こんなに料金を上げなくてもいいわけではないですか。そういうことで考えたことはございますか。

【平井達夫会長】

事務局。

【山本グループ長】

今回の使用料の見直しの基本的な考え方を説明させていただきます。基本的には各施設の維持管理費、ランニングコストを先ほども説明させていただきましたが、それを基本に原価を計算してございます。その原価につきましては、施設全体の維持管理費を貸出しスペースの総面積、そして利用可能時間で割りまして、それが1時間当たりの単価、それに対しまして貸出しする面積の1時間当たりの単価を設定するという事で、それぞれ施設にもいろいろなサービスの水準が異なることから、1つは維持管理経費、ランニングコストを基に原価単価を計算いたしまして、使用料を今回算定し、見直しているところです。

【平井達夫会長】

西田委員。

【西田節夫委員】

そういうことを聞いているわけではないのです。総合事務所のコミュニティホール

とかは無料にしているわけではないですか。だったら、ここら辺もある程度有料にして、皆さんで使っていただいているところは、そんなに上げる必要はないのではないかと思います。これから検討していただけますか。

【平井達夫会長】

所長。

【岩野所長】

この度の使用料の改定の対象施設とさせていただいたのが、こういった公民館施設もそうですし、貸館施設等も対象にさせていただいています。今程、山本グループ長が説明した考え方で見直しをさせていただくということで、基本的には有料が原則となっております。ところがコミュニティプラザにつきましては、設置したときの方針として、市民・地域の皆さんから積極的にコミュニティプラザを活用していただいて、いろいろな地域活動や地域振興にかなうような活動をしていただきたいということで、政策的にといいますか、そういった考えのもとに例外的に無料ということに、させていただいておりますので、西田委員がおっしゃるように、公民館とコミュニティプラザは比較的似たような施設でございますので、考え方はもちろん分かりますが、コミュニティプラザにつきましては、そのような考え方での利用ということで、ご理解いただければと思います。

【平井達夫会長】

よろしいですか。

【西田節夫委員】

そういうことは承知をしているのですよ。ただ、今公民館で、そういうことで検討してみただけませんかという話をしているわけですから、これから公民館の皆さんで検討していただいて、あまり上がってしまうと使用する人が少なくなっていってしまうわけですよ。やはり皆さんで自由に使っていただけるような金額にしないと、今後検討してみてくださいという話をしているわけですから、検討してみてください。

【平井達夫会長】

はい。その他ございませんか。小川委員。

【小川政彦委員】

参考でいいのですが、収支状況で年間1,200万円ですよね、月に100万円ず

つ赤字出しているわけですが。

【平井達夫会長】

事務局。

【内山公民館長】

ちなみに23年、24年に震災の関係で大規模な修繕とか特別な事情があった時で例えば23年度ですと、差し引きで1,700万円、24年度でいくと1,000万円位の赤字といたしますか、収支の差がある。25年度につきましては1,200万円位の赤字となっております。今回のこういう基本的な算定をするに当たりましては、平成24年度の数字をベースにして、計算させていただきました。

【平井達夫会長】

その他、ございませんか。それでは無いようですので、板倉農村環境改善センターの使用料の変更については、諮問内容を適当として答申していいのか、それとも意見を付す必要があるのかということですが、どんなものでしょう。

【丸山公星委員】

諮問どおりでいいのではないのでしょうか。

【平井達夫会長】

諮問どおりという意見でございますが、皆さんどうでしょうか。

【委員】

はい。

【平井達夫会長】

よろしいですか。それでは諮問どおりとさせていただきます。適当と認めて答申します。ありがとうございました。諮問第106号板倉農村環境改善センターの使用料金の協議は以上とします。

【西田節夫委員】

公民館のことでお願いがあるのです。板倉農村環境改善センターになっていますよね、合併する前の板倉町時代は町民会館にしてあったのです。合併した時に元へ戻して、皆さん、年寄りの方が言いづらいということで、区民会館として変えることができますか。名前を。それを帰ってから検討してみてください。でないと年寄りの方、農村環境改善センターと言いづらいのです。いままで町民会館なら町民会館で直ぐで

たわけですが、今度はやる時は区民会館としてできるかできないか、検討してみてください。

【内山公民館長】

今程のご意見は施設の所管課が農業政策課でございまして、私どもは公民館として使用する場合もあるので、管理とか受任しているという立場ですので、今のご意見は担当課のほうへ伝えまして、検討してもらいたいと思います。

【平井達夫会長】

館長さんよろしくお願ひします。横のほうの繋がりがあると思うのですが。

【農業政策課山岸副課長】

農業政策課の山岸と申します。今、分かる範囲でよろしければ。こういう貸館施設といひますか、多目的集会場のような施設もですが、農の補助金が入って建てられているものが多くあります。板倉区のセンターについてもそうだと思うのですが、その申請の時に決めた名前が、こうなっているということで、合併してまた元に戻ったと思うのです。今の話が可能かどうかというのは、私は今、お答えできないのですが、そんな事情があるということをお話しさせていただいて、ご意見ということでしたききました。

【平井達夫会長】

協議委員の意見でございまして、十二分にご検討いただき、区民の皆さんが呼びやすい親しみのある名前にできれば、お願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。ここで、公民館・農業政策課職員は退席します。ありがとうございました。次に諮問第107号「ゑしんの里記念館の利用料金上限額の変更について」事務局の説明をお願ひします。

【平田グループ長】

資料 No. 2 をご覧ください。

— 資料 No. 2 について説明 —

【平井達夫会長】

ありがとうございました。只今、説明をいただきましたが、質問・意見のある方は挙手をお願ひします。私が指名した後発言をお願ひします。

【丸山公星委員】

この使用料が上がることによって、27年度の指定管理料に影響があるのかないのか、その辺どんなものでしょうか。

【平井達夫会長】

事務局お願いします。

【伊藤班長】

今回の料金収入につきましては、そのまま指定管理者の収入で増えますので、指定管理料はその分減額となります。その予定で動いています。

【丸山公星委員】

ということであれば、いいのではないのでしょうかね、税金が少しでも少なくなるといってございますので。

【平井達夫会長】

その他、ございませんか。中嶋委員。

【中嶋隆一委員】

これは基準があるので、これは150円となっていると思うのですよね、これは1時間1部屋150円ということですので、これは普通の民間の同等程度の施設に比べると非常に安いわけですよ。こういう実態があるのだけど、利用は横ばい状態というのは、ひとまずこっちへ置いて、基準自体がここに関してはおかしいのではないかなと思うのですよね。もっと弾力的に運用してもいいのではないかと、つまり何を言いたいかということ、和室なんかは素晴らしいわけですよ。素晴らしい施設の中にいるわけですから、取れるだけ取るというような腹づもりで、やってもいいのではないですかと私は思います。

【平井達夫会長】

事務局お願いします。

【伊藤班長】

今ほどの和室でございますが、ゑしんの里記念館につきましては、平成24年度のランニングコスト全体で2,700万円ほどかかっております。総面積、施設全体が広いので、1,359㎡ございます。その内和室といたしますと、面積上は73㎡、年間の利用時間2,480時間利用が可能だということから1時間あたりの和室の単価、今回200円というような数字が出ています。1.5倍の上限額とい

うことで150円ということで決定をさせていただいたところでございます。

【中嶋隆一委員】

横並び主義でなくて、各施設によって決めていただいたほうが、今後のためにはよろしいのではないかとということで来年決まるわけですから、仕方ないですが、今後検討する中で、そういう含みを持たせた検討をお願いしたいと思います。

【平井達夫会長】

よろしいですか。

【山本グループ長】

今ほどのご発言につきましては、ご意見としてお伺いしておきたいと思いますが、この使用料につきましては、3年に1回見直しがございますので、今の計算ですと単価が上がっていくのが想定されます。今のご意見を加味いたしまして、今後事務を進めていきたいと思います。

【平井達夫会長】

その他、ご意見ございませんか。無いようですので、ゑしん里記念館の利用料金の上限額の変更については、諮問内容を認め答申してよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【平井達夫会長】

ありがとうございました。諮問第107号ゑしんの里記念館の利用料金の上限額の変更についての協議は以上といたします。次に諮問第108号「上越市板倉運動広場の使用料の変更について」体育課の説明をお願いします。

【体育課古川主任】

体育課の古川と申します。課長以下、本日他の地域協議会がございまして、私のほうで説明させていただきますので、よろしく申し上げます。事前に配布させていただきました資料No. 3をご覧ください。

— 資料No. 3について説明 —

【平井達夫会長】

ただ今、説明をいただきましたが、質問・意見のある方は挙手をお願いします。私が指名した後、発言をお願いします。

【丸山公星委員】

夜間照明を使っても、この料金になるのですか。

【平井達夫会長】

事務局。

【体育課古川主任】

この料金につきましては運動広場の使用料のみとなっています。夜間照明料金は30分1,200円いただいております。それにつきまして、今回の使用料の改定はしておりません。

【丸山公星委員】

分かりました。

【平井達夫会長】

その他、ございませんか。上原委員。

【上原明紀委員】

使用料金なのですが、先ほどのゑしんの里と同じで、もう少しかかってもいいかなというのが本音です。安すぎるのではないかと思います。正直に言って1時間500円位が妥当かなという気がします。

【平井達夫会長】

事務局。

【体育課古川主任】

上越市の野球場は全体的に、近隣と比べますとかなり低額になっております。今行っております外の球場で1時間100円という球場もありまして、今回それは200円ということで倍額に変更という、一部そういう施設もあります。市内で一番高い野球場で高田公園の野球場がありますが、あそこが今、現行1時間600円ということで、それに比較しますと板倉を500円まで上げるというのは少し厳しいのかなというのが、横並びの状態で考えると難しい現状でありますので、今後3年後の見直しにはランニングコストも計算しまして、全体的なベースアップになるかと思いますが、その段階でまた、検討させていただきたいと思います。

【平井達夫会長】

その他、ございませんか。それでは無いようですので上越市板倉運動広場の使用料

の変更については諮問内容を適当と認め、答申してよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【平井達夫会長】

ありがとうございました。それでは諮問第108号上越市板倉運動広場の使用料の変更についての協議は以上といたします。ここで体育課職員は退席いたします。ありがとうございました。次に諮問第109号「板倉そば打ち体験交流施設いたくら亭の廃止について」事務局の説明をお願いします。

【平田グループ長】

資料No. 4をご覧ください。

－ 資料No. 4について説明 －

【平井達夫会長】

ただ今、説明をいただきましたが、質問・意見のある方は挙手をお願いします。私が指名した後、発言をお願いします。古海委員。

【古海誠一委員】

建物・設備の今の減価償却上の価格はいくら位なのですか。

【平井達夫会長】

事務局。

【伊藤班長】

私ども施設台帳という形で財産を管理してございます。建物が2棟ございまして、今、台帳価格につきましては4, 198, 224円とすることとございます。私どもとしましては、台帳価格ということで整理しているところです。

【平井達夫会長】

よろしいですか。その他ございませんか。西田委員。

【西田節夫委員】

先回も話をさせていただいたわけですが、建物は無償譲渡することになっていますが、後の土地については交渉中となっておりますが、当時の資料がありますので、そこら辺を踏まえてこれからやっていただかないと、元の地主さんについては、そんなことを余りやられても困るという話になります。板倉郷土館も廃止をしましたよね、建

物を壊した、次に売却という話になりますので、元は、奥さんが施設に入るために板倉町時代に無償譲渡していただいた経過もあります。親戚の方、無償譲渡をして維持管理をしているのだらうと思ったら、全部壊して、その挙句土地まで売却することになると、何の為に譲渡したのだらうという話も出てきました。そこら辺もきちっとやっていたかかないと、せっかく無償譲渡をしてやったのに、金が無くなったから全部壊して今度は売るという話になってしまうと、せっかく無償譲渡してくれたのに、そういう問題も出てきますので、そこら辺をきちっとやっていたかかないと困るわけですよ。いたくら亭もそうですよね。あそこら辺に石碑がありますよね、石碑はいつしかまってくれるなということで、あつたわけですから、その辺も踏まえて、やっていたかかないと、ただ有償で売りました、いらぬということでも壊されても困るわけですから。そこら辺もきちんと頭の中に入れて話をしていたかかないと、前のことがよく分からないで話をされたのでは困るわけですよ。

【平井達夫会長】

それについての事務局、お願いします。

【平田グループ長】

先ほど、ご説明しましたとおり適正な価格での売却ということで、不動産鑑定を入れたり、今程のお話しを承りながら価格を設定していきたいと考えています。

【伊藤班長】

今程の寄附をしていただいた方のお気持ちという話があつたかと思いますが、平成13年4月に、建物につきましては寄附採納願を頂戴しております。その中におきまして板倉町の行政財産として寄附をしたいのだということで、用途につきましては、交流施設として使っていただきたいという指定があり、正にこの状態のまま事業を継続していくということで、そこは担保されているのだらうというふうに考えています。また、合わせまして顕彰碑につきましては、今回そちらは売却の対象から外してございます。私どもの教育・文化の所管の施設ということで、今後も市で維持管理をしていくということにさせていただきます。

【平井達夫会長】

よろしいでしょうか。風間グループ長。

【風間グループ長】

今の話と少し違うのですが、板倉郷土館の件につきまして、少しお話しさせていただきたいのですが、実は板倉郷土館につきましても今回取り壊しをさせていただきました。その世帯主の方につきましては、もう既にお亡くなりになりました。こちらへ譲渡される時に「私はもう誰もいないから」という話で、近所の方にもお話ししてあったそうです。ですから私らとしましても、今の話でああいう状況になりましたので、壊す状況になりましたが、一応、市としましても所有者の方のご意向も、ちゃんと把握したうえで、今回除却をさせていただいたという状況になっておりますので、今、同じような内容だったのでお話しさせていただきました。

【平井達夫会長】

その他、ございませんか。無いようですので板倉そば打ち体験交流施設いたくら亭の廃止については諮問内容を適当と認め、答申してよろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【平井達夫会長】

ありがとうございました。諮問第109号いたくらそば打ち体験交流施設いたくら亭の廃止については以上といたします。それでは、ただ今4件の答申書の確認については私、平井と副会長に一任させていただきませんかでしょうか。

【委員】

はい。

【平井達夫会長】

ありがとうございました。それでは諮問案件4件の最終的な答申書は私と副会長が確認させていただきます。次に（3）板倉区に係る平成27年度の地域活動支援事業の採択方針についてに移ります。事務局の説明をお願いします。

【山本グループ長】

それでは、資料No. 5と6の説明になりますので、よろしくお話ししたいと思います。まず27年度の採択方針案をお決めいただく前に、先にご意見・課題ということで、提出をいただきました。それに対する解決策も含めて、こちらのほうからまず、説明をさせていただきます。それに基づきまして2月の次回の地域協議会の中で、最終の方針案を決定いただければと思っています。それでは資料NO. 5番をご覧ください。

きたいと思います。

－ 資料 No. 5、6 について説明 －

【平井達夫会長】

ただ今、説明をいただきましたが、それぞれの内容ごとに整理していきたいというふうに思います。まず①ですが、第6回地域協議会で確認している項目及び事務局から改善策を示されている資料、1ページについて意見・質問のある方は挙手をお願いします。私が指名した後、発言をお願いします。1ページです。ございませんか。それでは無いようですので、資料の1ページについては以上といたします。次に2ページの薄い網掛け部分について、これは2月の勉強会で審議することとしますが、よろしいですか。西田委員。

【西田節夫委員】

2月19日に勉強会を予定されていますが、他に事務局と地域協議会だけで勉強会をしたほうが、いいのではないかと思います。

【平井達夫会長】

今、そのような提案がありました。他の皆さんの意見はどうでしょうか。古海委員。

【古海誠一委員】

すでに立派な資料ができているわけですから、自宅で勉強してきて勉強会をすればいいのではないかと思います。

【平井達夫会長】

今、古海委員のほうから非常に事務局のほうで立派なまとめをされているということで、自宅へ持ち帰ってお互いに勉強して、切磋琢磨して、そして2月19日に望めばいいのではないかと、このような意見をいただいています。皆さんその他、意見ございませんか。どんなものでしょう。2つの意見があるのですが。どうですか。上原委員。

【上原明紀委員】

古海委員の提案でよろしいと思います。

【平井達夫会長】

皆さんどうですか。

【委員】

はい。

【平井達夫会長】

それでは、今程話したように2月19日に皆さんございますので、それまでよく勉強して効率よくお話しできるようにお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。それでは③、3ページの改善策について、事務局から説明提案のありました内容について意見・質問のある方は挙手をお願いします。私が指名した後、発言をお願いします。どうぞ。西田委員。

【西田節夫委員】

地域振興会でやったのだと思いますが、フォーラムの中で周知徹底を図ったらいいと思いますので、地域振興会ではありませんが、地域協議会でまちづくりとなりますと、住民の皆さんと勉強会をしたほうがいいと思いますので、その辺のやり方についてお願いします。

【平井達夫会長】

事務局。

【山本グループ長】

こちらのほうは委員の皆様が直接ご提案をいただいた改善策でございまして、こちらのほうも勉強会の開催について、地域協議会としての開催時期等をお決めいただければ、また、それに従って開催できるのかなと考えています。

【西田節夫委員】

今までは振興会でフォーラム等やりましたよね、振興会と話をして振興会のほうで考えているかどうか、確認していただきたいなと思います。

【平井達夫会長】

事務局。

【山本グループ長】

振興会のほうに確認はできますが、例年の時期ですと、もう既に27年度につきましては、間に合わないということもありますので、そこら辺をどういうふうに考えていくかということで、フォーラムとは別に開催するのも1つですし、そこら辺はまた振興会で相談の上、確認したいと思います。

【平井達夫会長】

よろしいですか。その他、ございませんか。それでは無いようですので3ページの改善策は以上とします。板倉区に係る平成27年度の地域活動支援事業の採択方針案につきましては、2月の勉強会で協議し、その後の地域協議会で決定をしたいと思えます。次に4番、自主的審議事項についてを議題といたします。各部会で協議して報告する内容があれば発言をお願いしたいと思います。最初に地域振興部会の西田座長をお願いします。

【西田節夫座長】

改めて協議はしてありません。先回の地域協議会の中で学校問題については地域協議会全員で当たることとなりましたので、我々地域振興部では手を引くということではないのですが、離れるわけですね。ですからそれについては会長さん、副会長さんのほうであたるということになったのです。ですから私ら地域振興部では学校問題については一般の皆さんとともに議論をしていきたいと思えます。学校問題も先頭になってやらなくていいわけですから、他にやることはありませんかと話し合いをしたのですが、時間もなかったので次の部会で、次は何をやるか話し合いをしていきたいと思えます。

【平井達夫会長】

只今、説明をいただきましたが、質問・意見のある方は挙手をお願いします。私が指名した後、発言をお願いします。それでは意見が無いようですので、地域振興部会の経過報告については以上といたします。次に健康福祉部会の上原座長をお願いします。

【上原明紀座長】

健康福祉部会としまして、1月19日1時半に第1回避難者要支援体制の合同会議が開かれて、私と大口副会長、古海委員の3名が参加させていただきました。これは私個人の意見として聞いていただければと健康福祉部会としての総意はまとまっていませんので、私個人の感想でいきますと合同会議自身の意義はあったと思えます。今回、民生委員の会合の前に時間を空けていただいて、合同会議という項目でやりましたので、それはそれで良かったと思えます。問題点を述べさせていただくと、議事進行が明確にされていないのではないかと思います。今回、民生委員の会合だったものですから、民生委員の会長さんが議事進行をされたのですが、主旨が全体的に伝わ

っていないのではないかなという個人的な感想です。後、この合同会議には民生委員からもお話が出ていたのですが、町内会の代表みたいな人がいないと意志疎通ができないようなイメージがありました。私ども聞くだけだったので、そういう発言は一切していないのですが、そういう感じを受けました。正式なものは私ら部会で整合して発表したいと思います。

【平井達夫会長】

ありがとうございました。質問ありませんか。無いようですので健康福祉部会の経過報告については以上といたします。次に産業建設部会の中嶋座長お願いします。

【中嶋隆一座長】

当部会では昨年12月のこの会で申し上げたとおり以降、部会を開いていませんので、申し上げることはございません。

【平井達夫会長】

ご意見ありますか。無いようですので産業建設部会の経過報告については以上といたします。次にその他に移ります。勉強会で板倉区の小学校のあり方について地区連絡協議会による意見交換会をお願いいたしましたが、地元地域協議委員が出席し、資料に基づき説明していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。資料を用意いたしますので、その資料を基に。

【丸山公星委員】

これは事務局の方から来ていただいて、説明してもらったほうがいいのではないのでしょうかね。

【平井達夫会長】

事務局。

【岩野所長】

意見交換会につきましては、当然私ども職員が参る予定でございます。この意見交換会の趣旨として整理していただきたいのは、地域協議会で自主的審議事項として進めていただいておりますし、今日の勉強会につきましても、地域の方から若干おいでいただきまして、板倉区全体で皆で考えていきたいと思いますということで開催していただいたものと思っています。説明ということであれば誰がしてもよろしいですから、事務局がさせてもらう方法もあろうかと思いますが、会の趣旨として、総合事務所主導

の会議で本当によいのかという疑問が残りますので、協議会としても整理いただければと思います。

【平井達夫会長】

はい、ありがとうございます。

【丸山公星委員】

結論的には地区のほうは連絡協議会にお任せするわけですね。板倉区地域協議会の委員といっても、一部分であるわけですし、その中でやはり説明は事務局でももらったほうが均等性があるのではないかと、後の話し合いとかについては特に事務局にお願いするとか、そういうことではなくて、説明はお願いしておいたほうがいいと思いますが、どんなものでしょうか。

【平井達夫会長】

いろいろなご意見はあるわけですが、今所長がおっしゃたようにやはり会の主旨、これから考えていかななくてはいけないなと思いますし、所長の只今の話だと事務局がやるのはやぶさかでないよと、ただ、主旨だけは間違わないでほしいというお話のように聞こえてきたのですが、またこれについては、私と副会長、含めまして事務局と打ち合わせさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

【委員】

はい。

【平井達夫会長】

よろしくをお願いします。古海委員。

【古海誠一委員】

今の件ですが、まずは各校区の連絡協議会長と地域協議会で進め方等打ち合わせをして、それから進んだほうがいいのではないですかね。いきなり会合を開いて連絡協議会長も同じ土俵では進め方の方向性が出ないと思うのです。

【平井達夫会長】

西田委員。

【西田節夫委員】

古海さんが言われるとおりだと思います。連絡協議会長さんを集めて皆さん一緒にやりましょうと、それはいいですが、まず何をこれからするのか、きちっとそういう

のを説明してからでないで、連絡協議会長も困るわけです。何から手をつけていかさっぱり分からないわけですから、順序というのは皆さんで話し合いをして、事務局でスケジュールを立ててやってもらわないと、なかなかこういう問題については、地道にやっていかないと、とんでもないところへ行ってしまいますので、そこら辺は今言われるようにやったほうがいいかと思います。

【平井達夫会長】

小林委員。

【小林良一委員】

開催の時期ですが、できるだけ早くやっていただきたいと思っています。というのは、この3月末に皆さん代わられてしまうわけですね、そのまま継続される方もいらっしゃると思いますが、新しい人とのパイプがうまく繋がってればいいのですが、早いに初めて、それを継承して繋げていくような形にしていかないと、3月頃バタバタやっても、後数日で終わってしまうような形だと、なかなかうまく説明しても引き継いで、それが始まりですから、その辺をやるなら早く、遅れてやるなら4月以降で新しい連絡協議会長が決定したらやるか、その辺の見極めが必要だと思います。

【平井達夫会長】

西田委員。

【西田節夫委員】

今の小林さんの言われるとおりです。ここまできてしまうと、新しくなった会長のほうがいいのではないかという話ですね、3月ですぐに変わるわけですね、ここまできてしまうと、新年度になって早々に連絡協議会長さんに話をしたほうが、あっちこっちに飛ばないでいいのではないかという話だったものですから、私もそのほうがまた聞きになるよりはいいかなと思いますので、そこら辺を事務局と会長さんと協議をして決めていただきたいと思います。

【平井達夫会長】

事務局、それでよろしいですか。

【岩野所長】

今ほど、お話のありました形で進めるということが協議会としての総意ということであれば、私どもが調整などの事務を進めたいと思います。

【小林良一委員】

今、4月以降にしなさいということではなくて、やるなら早いうちから始めれば、今の協議委員がある程度煮詰めた形でバトンタッチできるし、遅くなるのであれば新連絡会長からやったほうがいいのではと2つの案なので、できるだけ早くやれば、今現行の連絡協議会長も事情も良く知っていますので、話を進められると思うので、やるなら早く、だめなら4月からと。

【平井達夫会長】

その辺も十分検討させていただきます。

【古海誠一委員】

私も小林さんの意見に賛成です。というのは今の連絡協議会長さんが1年近くやって、事情が良く分かっているわけです。4月に新しくなる人は、当分の間、事情が分からない。ですから2月位に連絡協議会長さんと打ち合わせをやって、引き継ぎができるような形にもっていったほうがいいのではないかと思います。

【西田節夫委員】

それは分かるのですが、できれば4月あたりからがいいかなと思っていました。

【平井達夫会長】

分かりました。いろいろなご意見があるのですが、十分に皆さんの意見を組み入れた形の中でもっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。事務局で協議事項はございませんか。

【山本グループ長】

先ほども説明の中で話させていただきましたが、2月の地域協議会・勉強会につきましては2月19日ということで今からご予約をお願いしたいと思います。改めて通知をさせていただきますが、5時から勉強会、6時から地域協議会という予定ですので、よろしくお願いします。

【上原明紀委員】

事務局に確認したいのですが、バス路線の検討会がこの前あったようなことが新聞に出ていたのですが、板倉区の場合はどういう方向に進んでいるのかなと、全然手がついていないのか、少しは検討されているのか。

【平井達夫会長】

事務局。

【山本グループ長】

前に地域公共交通懇話会のほうで、副会長さんからご発言をいただきました。それにつきましては、木田の所管課も出席しておりますので承知はしていますが、ただ、その後の取り扱いとして、板倉区としての細部の対応をどうするかというのは、まだこれからでございまして、連絡を取りながらお伝えしたいと思っていますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

【小林良一委員】

新幹線の兼ね合いがあるので、なるべく早くしていただきたいなというのは意見です。

【山本グループ長】

ただ今の意見につきましては、計画にありますので、その辺の対応ができるかどうかを十分確認しながら、ご説明をしたいと思っています。

【平井達夫会長】

その他、時間も押し迫っていますので、これで本日の協議事項を終了いたします。本日の会議録の確認は中嶋隆一委員にお願いしたいと思います。

【久保田次長】

会長さん、大変ありがとうございました。それでは以上で本日の地域協議会の日程を終了させていただきます。最後に大口副会長より閉会のご挨拶をお願いします。

【大口ハル子副会長】

長時間に渡り大変ご苦労様でした。年明けからわりと雪の心配も少なく、穏やかな新年を迎えられたのではないかと嬉しく思っているのですが、また、年明け早々課題山積で、また新幹線も目前に迫っておりますし、でもそのワクワクドキドキを皆さんと共有しながらまた1年間乗り切っていけたらいいなと思います。どうぞよろしくをお願いします。

9 問合せ先

板倉区総合事務所総務・地域振興グループ TEL0255-78-2141 (内線 123)

E-mail : itakura-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。